

2個目以降の装具作製 には



身体障害者手帳が必要です!

2個目以降の装具作製の流れは下記の通りです。

1 身体障害者手帳の申請

- 発症から原則6ヶ月以降で障害固定された方が対象
- 市町の窓口で申請書類を受け取る
- 15条指定医*を受診し、診断書を作成
- 市町の窓口へ申請

【判定期間】
1~2ヶ月

手帳
交付

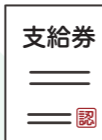


2 更生用装具の申請

- 市町の窓口で申請書類を受け取る
- 医師を受診（15条指定医）または
（義肢適合判定医師研修修了医師）
- 医師と義肢装具士が書類作成
- 市町の窓口へ提出

【判定期間】
1~2ヶ月

支給
決定
通知



3 装具の作製

- 支給券が届いたら書類を作成した医師を受診
- 装具の採型・作製
- 完成したら適合判定後に納品

発症から「6ヵ月以降」かつ
「障害固定」となった方が
「身体障害者手帳」を申請可能
かかりつけ医や装具相談窓口で相談を!

*15条指定医：身体障害福祉法第15条指定医師



15条指定医師在籍病院はこちら▶

■ 装具相談窓口

お使いの装具にトラブルが発生した場合、以下の順にご相談ください。下記はそれぞれのお問い合わせ先になります。

「かかりつけ医/装具作製病院」 → 「義肢装具製作会社」 → 「市町の装具関連窓口」

かかりつけ医 / 装具作製病院

義肢装具製作会社

市町の装具関連窓口



静岡県全域の各市町村の
窓口一覧になります。

PR

脳卒中のなんでも相談窓口

静岡県 脳卒中・心臓病等総合支援センター
(浜松医科大学医学部附属病院)

2025年度に相談窓口が設立されました。

脳卒中・心臓病等の病気に際してご相談を受け付けております。
※装具に関する問合せは上記「装具相談窓口」を優先してください。



※このリーフレットは「装具使用者フォローアップ推進事業」の取り組みの一つとして、装具をご使用される皆さまが、より安心して装具を使用できることを目指して作成されました。

装具と上手につきあうために



装具使用者さん、ご家族、ご支援者のための装具ガイド



監修 浜松医科大学リハビリテーション医学講座

協力 静岡圏域地域リハビリテーション広域支援センター
静岡県内医療機関・装具製作会社

発行元 静岡県健康福祉部障害福祉課 令和8年3月 発行

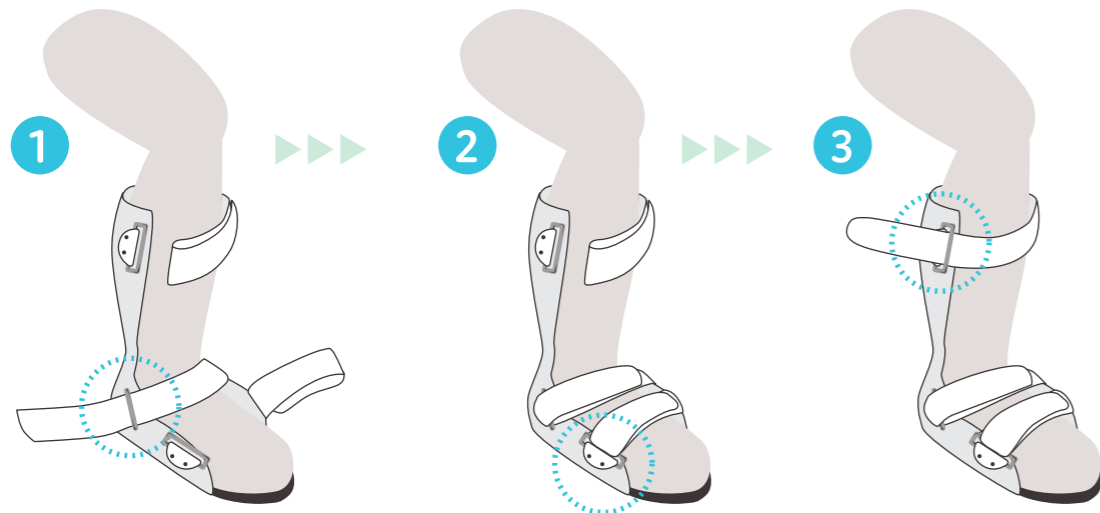
装具を正しく使用することによる効果



装具を正しく装着されていない、装具がご自身の身体に合っていない、装具に不具合があるなどの理由で、歩きにくかったり、足を傷つけたりしてしまうことがあります。

装具着用のポイント

まずかかとを奥までしっかり入れ、足首→足先→ひざ下の順でベルトを締めます。
※膝を曲げていた方が入りやすくなります。



お使いの装具で問題はありませんか？

装具を装着する際は下記の項目をチェックしましょう。(月に1度位の頻度でご確認ください。)
これらいずれかに当てはまる場合、装具の修理や作り変えが必要と考えられます。裏表紙の装具相談窓口にてご相談ください。



生活期の装具相談窓口



2個目以降の装具作製では身体障害者手帳や更生用装具の申請書類などがあり、1個目の医療保険での装具作製よりも複雑になります。(詳細は別項参照)

装具のメンテナンスや2個目以降の装具申請をスムーズに行うために、「生活期の装具相談窓口」を医師や療法士、義肢装具士とあらかじめ相談しておきましょう。